

平成 27 年 6 月 1 日

口永良部島（新岳）噴火により被害を受けられた皆さまへ



口永良部島（新岳）噴火により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社保険商品における噴火による被害に関して、ご対応できる内容を下記の通りご案内申し上げます。

■ハトマーク補償（住宅用賃貸総合補償保険）【地震火災費用保険金】

噴火等による火災で、保険の対象（家財）を収容する建物が半焼以上、または保険の対象（家財）が全焼した場合、家財総合補償保険金額の5%をお支払いいたします。

■ハトマークビジネス補償（事業用賃貸総合補償保険）【地震火災費用保険金】

噴火等による火災で、保険の対象（設備・備品等）を収容する建物が半焼以上、または保険の対象（設備・備品等）が全焼した場合、設備・備品等補償保険金額の5%をお支払いいたします。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っております。

宅建ファミリー共済 事故受付センター
フリーダイヤル 0120-0810-75
24 時間・365 日受付

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、口永良部島（新岳）噴火による被害にかかる災害救助法が適用されたことに伴いまして、適用地域のご契約者の皆さまを対象に「保険更新契約の契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

災害救助法 適用都道府県	適用市町村
鹿児島県	熊毛郡屋久島町

宅建ファミリー共済本社 お客様専用窓口
フリーダイヤル 0120-0810-56
受付：平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）

以上